

30 千環規第 287 号

平成 30 年 7 月 3 日

千葉市環境審議会

会長 岡本 眞一 様

千葉市長 熊 谷 俊 人



千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の
改正について（諮問）

千葉市環境基本条例（平成 6 年千葉市条例第 43 号）第 27 条第 2 項の規定により、
千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正につ
いて諮問します。

（諮問理由）

市では、窒素酸化物による大気汚染の防止を図るため、千葉市発電ボイラー及びガ
スタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱において、発電ボイラー等の指導基準を
定めている。

このたび、同要綱の指導基準の対象施設に、発電事業の用に供するガス機関等を追
加し、指導基準を設定する等の改正案を取りまとめたことから、当該改正案について
検討する必要がある。